

JFPA 運営規約

第1条 名称

当団体（以下、当会）の名称は、日本フリッパーピンボール協会(Japan Flipper Pinball Association 略称: JFPA)とする。

第2条 目的

当会の目的は下記記述及びそれに付帯する活動を目的とする。

- ・ IFPA 公式ピンボール大会の開催
- ・ ピンボールの普及
- ・ ピンボール競技テクニックの向上
- ・ ピンボールの情報交換
- ・ スポーツ競技としての地位の確立
- ・ ピンボール関連団体との交流
- ・ ピンボール文化の保存

第3条 事務局

当会の事務局を下記に置く

当会役員名簿上の代表の住所と同じ

第4条 会員

当会の入会資格は下記の条件を満たし、担当役員、または支部長が承認した者とする

- 1) ピンボール関連、または付帯事項に関して興味があり、当会、及び社会の一員として適切な行動をとれる者
- 2) 満18歳以上、または、保護者が同意した満3歳以上の未成年
- 3) 氏名（旧姓可）、住所、電話番号、メールアドレスを当会に申告した者（書類提出は現在必要ないが、確認する場合がある）
- 4) 既存の当会会員1名以上の推薦があること
- 5) 日本在住以外のメンバーは、氏名と連絡先のみ提出に緩和される。

第5条 賛助会員

当会の賛助会員とは、当会の趣旨に賛同し、第4条の各号に関係なく、当会に寄付、金員・物資の提供をしたものを指す。但し、会員期間は当該年度のみ賛助会員としての資格を得、翌年度以降も継続した場合は継続会員として取り扱うものとする。

第6条 会員種別

当会の会員種別は以下の3種類とする

- 1) 一般会員：第4条の各号を満たす者で年会費を納めない者
- 2) アドバンスト会員：第4条の各号を満たす者で、3000円以上の任意の年会費を

納めた者

3) 賛助会員：第4条の各号に関係なく、寄付、金員、物資などを無料提供した者

第7条 退会

会員は、いつでも退会できる。退会の際、既に納められた会費の返還はしない。会員証は、事務局へ返却、または、破棄しなければならない。死亡した場合は、自動的に退会となる。

第8条 会計年度

当会の会計年度は、年始1月1日～年末12月31日までとする

第9条 役員

当会には、アドバンスト会員の中から選出された、以下の役員を置く。但し、監査以外は兼任可能とする。書記は代表が兼任する。任期途中でも代表は必要に応じて新設役員を置くことができる。また、任期途中の役員の辞任により当該役員を再任命することができる。当年度11月末までに、翌年度におけるアドバンスト会員の用件を満たさない役員は、当年度をもって自動的に失職する。

- ・代表（兼書記） 1名
- ・副代表 2名
- ・支部長 4名
- ・会計 1名
- ・監査 1名

第10条 役員任期

役員の任期は年始より1年とする。任期途中で交代した場合でも、交代された者の任期は、該当年の年末12月31日までとする。

第11条 解任

役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、代表及び副代表の決議の上解任することができる。

- (1) 心身の故障等により、職務の執行に堪えられないと認められた時
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為が認められた時
- (3) アドバンスト会員でなくなった時

第12条 代表

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員の際は代表の職務を執行する。代表以外の役員の任命権は代表が所有する。

第13条 総会

代表は、年に1度、下半期の適切な時期にインターネット経由での総会を開催する。但し代表または副代表が必要と認めた時、または会員の7名以上が必要と認めた時は、条件

を満たした時点から 30 日以内に臨時に開催できるものとする。総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員承認
- (5) その他、当会の運営に関する重要事項

第 14 条 総会における議決権

総会における議決権は、当会役員及びアドバンスト会員のみを与えられる。総会に不参加の者は役員、アドバンスト会員のいずれかに委任することができる。意思表示の無い議決権は、自動的に代表に委任されたものとみなす。総会の議事は、議決権の過半数をもって成立する。可否同数の場合は、代表が決定できる。

第 15 条 入会金・会費

一般会員は、入会金 0 円、会費 0 円とする。アドバンスト会員はそれぞれの会員自身が任意に設定した金額を当年の年会費とし、その会員自身で毎年自由に変更することも認められる。但し、アドバンスト会員の最低金額は年額 3000 円である。また、一度納入された会費は特別な事情が無い限り返還されることはない。前年度末までに会費が納入されていない場合は、当年度の議決権等は行使できないものとする。

第 16 条 規約改正

この規約は、総会において議決権を持つ者の過半数の同意をもって改正することができる。この会則に定めのない事項は代表に委任し、代表が別に定め、次回の総会にて承認されるものとする。

第 17 条 個人情報の取り扱い

会員から収集した氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人データは担当役員または支部長だけが管理し、外部に漏らさず、慎重に取り扱うものとする。但し、裁判所・警察等の公権力の命令や犯罪捜査等により開示する場合がある。

第 18 条 会員の義務と資格喪失

会員は、社会の一員として適切にふるまわなければならない。

会員は、守秘義務を遵守しなければならない。

会員は、著しく当会の品位を貶めたり、当会に不利益を生じさせた場合は退会させられる場合がある。

会員は、人種、性別、その他に関わらず、不合理な差別をしてはならない。

会員は、他の会員に対し、当会と関係のない営業活動、宗教勧誘等をしてはならない。

第 19 条 解散

当会は、当会運営に支障を来たし、継続が困難と認められた場合は解散する。解散時の資産処分方法は、解散時の日本国法に則る。資産処分が法の影響を受けない場合は、原則、金員に関しては、残資産を、既存有効会員の全会計年度の金員提供比率で按分し、各員の提供比率に乗じて返還する。金員以外の資産については、代表または副代表が適切に処理することとする。

附則

1. 当会の役員は別紙役員名簿に記載されている会員とする
2. この規約は、Japan Pinball Association（仮）として、2016年8月15日から適用した
3. この規約は、Japan Flipper Pinball Association として、2019年9月10日に一般公開した
4. 一部、定めのない条項を追加、2019年9月22日
5. 解散時の条項を追加、2019年12月11日
6. 各条項の修正、2020年12月19日
7. 第9条の修正、2022年12月25日
8. 第4条第5項、第11条第3項の追加、2023年7月1日
9. 第7条、第13条の修正、2023年12月12日